

# 継続的安全性向上：ステークホルダー にとっての意義

## (2) 規制の視点からの継続的安全性向上

令和3年3月18日  
原子力規制庁 西崎崇徳

この資料は発表者個人の見解に基づいて作成したものであり、原子力規制委員会及び原子力規制庁の公式な見解を表明するものではありません。

継続的安全性向上は、東京電力福島第一原子力発電所事故の最も大切な教訓の一つ。

- 原子力事業については、経済性よりも安全性追求を優先しなくてはならない。
- 不確実・未確定な段階でも、リスクに対する取り組みを実施しなくてはならない。
- 規制基準の遵守は最低限の要求でしか無く、事業者自らが原子力施設のさらなる安全性向上に取り組まなくてはならない。

[引用] 平成29年度第22回原子力規制委員会資料から一部抜粋

## 「継続的な安全性向上に関する検討チーム」

- 令和2年7月に設置、これまで8回の公開会合
- 東京電力福島第一原発事故の教訓に風化があってはならない
- 継続的な安全性向上をより一層円滑かつ効果的に進めるために  
原子力規制はいかにあるべきか など

### 【原子力規制委員会】

更田豊志 委員長  
伴信彦 委員

### 【原子力規制庁】

萩野徹 長官  
金子修一 審議官  
市村知也 原子力規制部長 ほか7名

### 【外部専門家】（五十音順、敬称略）

板垣勝彦 横浜国立大学大学院准教授  
大屋雄裕 慶應義塾大学教授  
勝田忠広 明治大学教授  
亀井善太郎 PHP総研主席研究員,  
立教大学大学院特任教授  
関村直人 東京大学副学長  
山本章夫 名古屋大学大学院教授

事業者が自ら更なる安全性向上に取り組もうとするとき、  
原子力規制が阻害要因となっていないかという視点

- 法(規制)の静態性と科学技術/社会の動態性
- ルールベースとゴールベース(パフォーマンスベース)
- 事後規制の事前規制への転化と規制の予見性/信頼
- パフォーマンス評価と動的モニタリング など

➡従前の議論の枠組みでは自覚的な議論の対象にはならなかったものに多角的に光を当て、問題状況を前景化する

## 原子力規制のあり様が変わりさえすれば、事業者による継続的な安全性向上は十分進むかという視点

- 強制(規制)と自主の二分論的認識
- 規制の外側における行動原理や他者の作用  
(事業環境や組織風土、インセンティブ構造…)
- 独立行政委員会に込められた期待 など

➡継続的な安全性向上が現に作動するための条件ないし環境を見極め、これに働きかけ、よりよいものとしていく

## これまでに提起されたアイデア（一例）

要件を基準化して許認可を与える方法と、事業者による自主的な対応に委ねる方法のいずれでもない、その中間に位置付けられるアプローチ

- a. 行政が基準を定めるがその履行は自主的な取組に委ねる、明確なハードルではなくゴールを設ける
  - b. 新たな改善について事業者がその実施内容・時期を公開、宣言(約束)する。実施後、規制当局の確認を受け、約束に違えるところがあった場合にはペナルティを受ける。
  - c. 自主的な努力による規制に正統性を付与し認めていく一方で、十分なサンクションを予告することによって誠実に取り組む方向へと被規制者を追い込んでいく
- ➡ 現行のハードな規制を作り替えるのではなく、それに付加するかたちで規制のアプローチやバリエーションを増強し射程を拡大する

## 原子力規制委員会「第2期中期目標」

- 令和2年2月制定、2020/4/1～2025/3/31(5カ年間)
- 第1期…原子力規制行政の礎を固めるための期間
- 第2期…バックフィット制度の更なる体系化を図るなど  
規制の根幹にある考えを規制活動に定着・浸透させる期間

### [一部抜粋]

#### 2. 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化

##### (基本的考え方)

- 原子炉等規制法に係る規制について継続的に改善する。

##### (戦略)

- ~事業者とのコミュニケーションを通じ、事業者の自主的取組を促進させる。
- ~バックフィット制度について、これまでの実績を踏まえ、円滑かつ効果的に制度が運用できるよう、改善点を抽出し、制度の体系化を図る。

ご清聴ありがとうございました

「継続的な安全性向上に関する検討チーム」にご関心のある方は、  
原子力規制委員会のウェブサイトをぜひご利用ください。